

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1-312
許認可等の種類	採取計画の認可、採取計画の変更認可			
根拠法令条例等・条項	採石法第33条、同法第33条の5			
許認可等の概要	岩石を採取する場所ごとに定める岩石の採取計画の認可認可された採取計画の変更認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>①岩石採取場の緑化以外について 未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採石技術指導基準書 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ参照 http://www.enecho.meti.go.jp/energy/mineral/images/saisekigijutusidoukijun2003.pdf <p>②岩石採取場の緑化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩石採取場緑化基準について 57河第2号(別紙のとおり) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/1-312-57-2.pdf 			
基準の制定根拠	上記通知等			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	90日			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			